

入湯税の使途状況

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされている。

海津市においては、地方税法に基づく市税条例の規定により、入湯客1人1日について100円を課税しており、令和3年度決算における収入済額は、18,923千円となっている。

【歳入】

入湯税収入済額 18,923 千円

【歳出】

入湯税充当事業費 156,112 千円

【入湯税充当事業】

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	地方債	入湯税	その他	
消防施設等の整備	消防庁舎管理事業	192	0	0	46	146
	常備消防車両等資器材管理事業	87,362	21,169	40,800	6,064	19,329
	非常備消防車両資器材等管理事業	19,470	0	12,200	1,736	5,534
	消防水利整備事業	4,958	0	0	1,184	3,774
小計	111,982	21,169	53,000	9,030	28,783	
観光施設の整備	水晶の湯管理事業	237	0	0	57	180
	海津苑施設運営管理事業	25,133	2,706	0	5,356	17,071
	小計	25,370	2,706	0	5,413	17,251
観光振興	観光PR事業	1,186	0	0	283	903
	観光イベント関連事業	17,574	0	0	4,197	13,377
	小計	18,760	0	0	4,480	14,280
合計	156,112	23,875	53,000	18,923	60,314	